



お知らせ

記者発表資料 配布日時	平成27年11月4日
----------------	------------

■同時発表先： 中国地方建設記者クラブ

工期に余裕期間を設定した工事を試行します

【発注や施工時期の平準化に向けて】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）が、平成26年6月4日に公布され、発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）についても平成27年4月1日に運用が開始されたところです。

改正品確法や運用指針においては、発注や施工時期の平準化のために、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった、契約上の工夫等を行うこととされています。

中国地方整備局では、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定した工事を下記のとおり試行することとしましたのでお知らせします。

- ・ 試行工事名：国道9号渡津地区橋梁下部工事（11月4日公告）
- ・ 発注担当事務所：浜田河川国道事務所
- ・ 工事場所：島根県江津市渡津町地内
- ・ 工事種別：一般土木C
- ・ 実工期：工事開始日から約9ヶ月間
（実工期以外に約1ヶ月程度の余裕期間を見込む）
※今年度は上記以外に3件程度の試行工事の発注を予定しています。

※詳細については別添資料を参照ください。

【問い合わせ先】

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

企画部 技術管理課長 いのうえ 井上 かずひさ 和久 （内線3311）

企画部 建設専門官 あらか 荒木 いさお 勲 （内線3316）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 ひらかわ 平川 まさふみ 雅文 （内線2117）

環境調整官 たお 田尾 かずなり 和也 （内線3114）

【別添資料】工期に余裕期間を設定する工事の概要

■目的

1. 発注や施工時期の平準化
2. 建設資材や労働者の準備期間を確保
3. 技術者の配置の平準化

■余裕期間

- 余裕期間とは、発注者が発注書類にて設定する実工期の工事着手前の期間であり、発注者または受注者が、その余裕期間内で工事開始日を指定または選択するもの。
- 工事開始日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置は必要ない。
- 工事開始日前に資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。

＜発注者が工事開始日を指定する場合＞



＜受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる場合＞【余裕期間（任意着手制度）】



※1 余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）

※2 実工期：実施工事期間であり、技術者の配置が必要。準備・後片付け期間を含む。